令和3年度

第5回越知町農業委員会総会議事録 (定例会)

令和3年度 第5回越知町農業委員会総会議事録

令和3年8月31日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

- 1 会議日 令和3年8月31日(火)午前9時00分~午前9時25分
- 2 出席者

農業委員(7名) 会長 須内 啓次 職務代理者 和田 昌夫

1 藤田 一夫	2	大原	典子	3	吉田	忠	4	吉田	由太郎
5	6	箭野	正昭	7	欠員		8	和田	昌夫
9	10	須内	啓次						

欠席委員(2名) 橋詰 節 岡林 富士男

農地利用最適化推進委員(4名)

岡 義雄	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦

欠席委員(1名) 片岡 久一郎

事務局職員(2名)

局長 武智 久幸

主査 西岡 亨

- 3 本会に出席を求めたもの
- 4 議事

議案第10号 越知(越知町)農業振興地域整備計画の変更について(協議) 議案第11号 越知町農用地利用集積計画について(協議)

5 その他

農地パトロールについて

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

会 長

おはようございます。第5回総会を開催したいと思います。本日もお忙しい中、総会出席いただきましてありがとうございます。8月に入りましてコロナウイルス感染者数も増えております。高知県では一日100人を超える日もあり、高知市ではまん延防止措置も出るような状況です。収束が見えない中ではございますが原点にもどりまして、手洗い、密をさけるなどの対策をとっていただき、日々過ごしていただきたいと思います。

本日の欠席委員は、片岡久一郎委員、岡林富士男委員、橋詰節委員です。 署名委員は大原典子委員、斎藤信夫委員、よろしくお願いします。

それでは、議題に移りたいと思います。議案第 10 号越知町農業振興地域整備計画の変更についてです。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定により、越知町長から協議があったので審議を求めます。事務局説明お願いします。

事務局

はい、説明します。越知町内の農業振興地域のうち、特に農地として守っていかなければならない農用地区域という場所があります。原則転用してはならない農用地区域を転用する為には農業振興地域整備計画の変更届が必要になりますので、転用の第一段階として農用地区域から除外してもよいかの決議が要ります。これが可決されてから5条申請というのが本来の流れになりますが、今回は2件とも公共事業ですので、5条申請は省略されます。

それでは今回申請のあった該当地を読みあげます。1番、所在地番は〇〇字〇〇145番2、地目は台帳、現況ともに畑、面積は86㎡のうち2.25㎡の1筆です。申請者は〇〇〇〇さん、確認者は須内啓次委員にお願いしました。転用後は携帯電話無線基地局として利用するということです。

2番、所在地番は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$ 0883番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は 6.11㎡のうち2.25㎡の1筆です。申請者は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 0さん、確認者は須内 啓次委員にお願いしました。転用後はこちらも携帯電話無線基地局として 利用するということです。

現地の写真、切図等添付しておりますので参考になさってください。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。続きまして、調査の報告です。

10 番委員

8月18日に私が局長とともに確認に行ってまいりました。航空写真と 地図のコピーを見ていただくとわかりやすいかと思いますが、○○集落の 始まりの地点でして、写真の状況を見てもらったらわかるとおり、携帯基 地局の電柱を建てても何ら問題ないと思われます。

続きまして2番ですが、○○橋より○○の集落を上がった所のすぐ左の場 所になります。こちらも現地の写真を載せておりますが、転用しても何ら 影響のない所と思われますので、報告しておきます。

会 長 議案第10号は協議事項ですので、皆さんの意見をお伺いします。何かご ざいませんか。

携帯会社はどこですか。 8番委員

会 長 ○○です。ほかにご意見等なければ、採決に移りますが、かまい ませんでしょうか。

(委員同意の声)

会 長 それでは替成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案10号は可決されました。 続きまして、議案第5号越知町農用地利用集積計画についてです。農業 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により越知町長から諮問があっ

た件について、審議を求めます。事務局より説明お願いします。

はい、説明させていただきます。1番、貸し手は○○の○○○○さん、 事務局

借り手は○○の○○○○さん、利用権の種類は賃貸借再設定で、期間は 令和3年9月1日から令和13年8月31日までの10年間です。土地の所 在地番は○○字○○1341番1、現況地目は畑、面積は1183㎡の1筆です。 2番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用 権の種類は使用貸借再設定で、期間は令和3年9月1日から令和13年8 月31日までの10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇5番、現況地目 は田、面積は 429 m²、ほか 4 筆ありまして、合計 5 筆、合計面積は 2673 m²です。

3番、貸し手は○○の○○○○さん、借り手は○○の○○○○さん、利用 権の種類は使用貸借再設定で、期間は令和3年9月1日から令和13年8 月31日までの10年間です。土地の所在地番は○○字○○249番、現況地 目は畑、面積は601㎡の1筆です。

以上3件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件 を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。議案第11号は協議事項です。皆さんの ご意見伺いますが、何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら採決に移ります。1番、2番に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

続きまして3番の採決ですが、和田委員は退室お願いします。

(和田昌夫委員退室)

会 長 それでは、採決をとります。 賛成の方は挙手お願いします。 (全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございます。和田委員入室お願いします。

(和田昌夫委員入室)

本日の議案は以上です。その他に移ります。小休します。

閉会 午前9時25分